

In depth

A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2017-28
October 19, 2017

FASBのヘッジ会計ガイダンス —さらなる簡素化およびリスク管理活動との整合

目次

主な規定	1
金利のヘッジ	1
コモディティのヘッジ	7
為替のヘッジ	8
文書化および有効性評価	8
認識	12
ヘッジ会計の中止	13
表示	14
開示	14
経過措置/発効日	15
SEC へのファイリング	18
統制およびその他の検討事項	19
次のステップ	20

要点

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2017 年 8 月、ヘッジ会計モデルに対する大幅な修正を公表しました。新ガイダンスは、期中または年次報告期間 (新ガイダンスが公表された期間を含む) に即時に適用することができます。本 In depth は、主要な変更点をヘッジの種類 (金利、コモディティ、および為替) 別に要約し、経過措置および適用時に可能な選択を示しています。また、2017 年度に早期適用する企業のための米国証券取引委員会 (SEC) ファイリングに関する検討事項、ならびに必要となるであろう内部統制の変更に関連する検討事項を取り上げています。

主な規定

ヘッジ会計モデルに対する修正¹は、すべての企業のすべてのヘッジに影響を与える可能性があり、(1) 企業のリスク管理活動の実務とヘッジ会計モデルをより密接に合致させること、(2) ヘッジ会計の適用を簡素化することを目的としています。本 in depth は、主要な変更点と影響について取り上げています。

金利のヘッジ

金利リスクのヘッジに関するガイダンスの修正により、ヘッジ会計に適格となるヘッジ戦略が増え、またヘッジ関係の有効性が高くなるヘッジ戦略もあります。変更点は以下のとおりです。

- 固定金利の資産または負債の一部期間 (例えば、5 年物債券の 1 年目と 2 年目) のヘッジが可能
- 固定金利の資産および負債のヘッジのベンチマーク金利に SIFMA スワップ金利が追加
- 変動金利の資産および負債で、契約上明示された変動金利がベンチマーク金利でない場合の金利リスクのヘッジが可能
- 固定金利の資産および負債の金利リスクのヘッジでのヘッジ対象の測定において、契約上のキャッシュ・フローのうちベンチマーク金利要素を使用することが可能
- 固定金利の資産および負債のヘッジでの期限前償還オプションの影響の評価において、ベンチマーク金利の変動のみを考慮することが可能
- 期限前償還可能な資産のクローズド・ポートフォリオにおける期限前償還が見込まれない部分のヘッジが可能 (「底溜り階層 (last of layer)」アプローチ)

¹ 会計基準アップデート (ASU) No. 2017-12「ヘッジ活動の会計処理に対する特定項目を対象とした改善 (Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities)」

固定金利の資産または負債の一部期間のヘッジ

現行ガイダンスでは、固定金利の金融商品の一部期間の金利リスクに公正価値ヘッジを適用することは実質的に禁止されています。新ガイダンスでは、金融商品の一連の金利支払からなる一部期間に公正価値ヘッジを適用することが認められます。例えば、企業は、5年物債券の最初の2年間、あるいは2年目から4年目までの期間における金利支払をヘッジすることができます。

具体的方法としては、新ガイダンスの下での一部期間のヘッジは、ヘッジ対象の期間とヘッジ関係の期間が同じであると仮定することによって達成されます。企業は、ヘッジ対象の契約上の満期日の支払が、ヘッジ期間の終了時に行われると仮定しなければなりません。この仮定を用いない場合、ヘッジはきわめて有効とはならないでしょう。

一部期間のヘッジは、有効性評価のショートカット法に適格になる可能性があります(他の要件がすべて満たされることが前提)。新ガイダンスは、満期日の一致を要求している会計基準コード化体系(ASC) 815-20-25-105(a)の要件を修正して、「仮定的な満期日」の一致(一部期間の一致)の場合を含めています。

一部期間のヘッジにおけるベース・アジャストメント

企業が、ヘッジ関係が存在する間からベース・アジャストメントを償却することを選択している場合、一部期間のヘッジにおいては、ヘッジの存続期間にわたってベース・アジャストメントを償却することになります。しかし、ヘッジが早期に中止された場合、残りのベース・アジャストメントは、ASC 310-20「払戻不能の手数料とその他の費用」のガイダンスに従って償却されます。このように、償却期間は、ヘッジの中止によって変化する可能性があります。

固定金利の資産および負債のヘッジのベンチマーク金利に SIFMA スワップ金利が追加

固定金利の資産および負債のヘッジについて、新ガイダンスは、現行のベンチマーク金利の定義および米国市場のベンチマーク金利のリストを引き継いでいます。さらに、非課税の発行体および投資家に関するベンチマーク金利として、SIFMA 地方債スワップ金利を追加しています。

経過措置—既存のヘッジからベンチマーク金利として SIFMA を使用するヘッジへの変更

新ガイダンスの適用時に、一部の企業は既存のヘッジ関係を変更し、SIFMA をベンチマーク金利としてベンチマーク金利の変動による公正価値の変動をヘッジ対象リスクに指定したいと考える可能性があります。企業はこの変更を行うために、ヘッジ関係の指定を中止して再指定を行う必要があります。指定の中止が行われたヘッジ関係に生じていたヘッジ対象の累積的なベース・アジャストメントは、その他のプレミアムやディスカウントと合致する期間で、水平イールド・ベースに基づいて損益で償却されます。

変動金利の資産および負債で、契約上明示された変動金利がベンチマーク金利でない場合の金利リスクのヘッジ

現行ガイダンスと異なり、新ガイダンスの下では、変動金利の資産および負債にベンチマーク金利の概念は適用されなくなります。そのかわり、企業は、契約上明示されたインデックス金利に関連する金利リスクをヘッジすることができます。このことにより、ベンチマーク金利ではないインデックス金利に基づいたより多くのヘッジ戦略が、金利リスクのヘッジとして適格になります(キャッシュ・フローの変動全体のヘッジとしてではなく)。さらに、契約上明示された金利(プライムレートなど)のヘッジは、有効性評価のショートカット法の適格要件も満たすことが可能となります(他の要件が満たされることが前提)。

経過措置—既存のヘッジから契約上明示された金利リスクのヘッジへの変更

これは、これまで認められていなかった新たなヘッジ戦略であるため、FASBは、経過措置を提供しています。新基準の適用開始時に選択する場合、以下のことを行います。

- ヘッジ関係の指定を中止して再指定する必要はない。既存のヘッジ文書を修正することができる。
- ヘッジ対象リスクによるキャッシュ・フローの変動の見積もりに使用される金融商品の条件は、当初のヘッジ関係の開始時の市場データを使用しなければならない。
- 既存のキャッシュ・フロー・ヘッジ関係について過去の期間に認識された非有効部分は、累積的影響調整額の一部として戻入れられ、報告される。

予定されている債券の発行または購入

予定されている債券の発行および購入について、企業は、債券の金利の見込みに基づいてヘッジ対象リスクを指定しなければなりません。

- 企業が、固定金利の債券の発行または購入を予定している場合、ベンチマーク金利の変動によるキャッシュ・フローの変動をヘッジ対象リスクに指定する。
- 企業が、変動金利の債券の発行または購入を予定している場合、契約上明示された金利の変動によるキャッシュ・フローの変動をヘッジ対象リスクに指定する。
- 企業が発行または購入を予定している債券の金利が固定か変動か不明である場合、ベンチマーク金利と契約上明示された金利の両方の要件を満たす金利の変動に起因するキャッシュ・フローの変動をヘッジ対象リスクに指定する。

固定金利の資産および負債の金利リスクのヘッジでのヘッジ対象の測定における、契約上のキャッシュ・フローのうちベンチマーク金利要素の使用

現行ガイダンスの下では、企業は、ヘッジ対象のベンチマーク金利の変動による公正価値の変動額を測定するにあたって、契約上の表面利率(クーポン)のキャッシュ・フロー全体を基礎としなければなりません。ベンチマーク金利を上回るまたは下回るスプレッドは、非有効部分の発生原因になります。

企業は、新ガイダンスの下で、固定金利の債券の公正価値ヘッジについて、契約上の表面利率(クーポン)のうちベンチマーク金利要素をヘッジすることができます。ベンチマーク金利要素は、以下のようなスワップの固定レグの金利とみなすことができます。

- 指定日の市場条件による(公正価値はゼロ)
- 変動レグはスプレッドがない
- ヘッジ対象と同じ期間である

例えば、

- 5年物固定金利債券のベンチマーク金利要素は、LIBOR フラットの5年物スワップの固定金利である。
- 3年目に繰上償還可能な5年物固定金利債券のベンチマーク金利要素は、3年目に解約可能なLIBOR フラットの5年物スワップの固定金利である。

PwC の見解

これは、現行の会計基準からの重要な変更です。新たな方法によりヘッジ対象を測定することが可能となったことで、固定金利の資産および負債のヘッジの有効性は高くなり、完全に有効であるといえる可能性もあります。

非有効部分を排除するこの概念は、途中からのヘッジ(すなわち、ヘッジ対象の証券が発行された後の期間に実施されるヘッジ)にも適用できます。その結果、それらはショートカット法に適格になる可能性があります(他の要件を満たしていることが前提)。

企業は、ヘッジ対象を測定するために、表面利率(クーポン)のキャッシュ・フローの全体、または、表面利率(クーポン)のキャッシュ・フローのうちベンチマーク金利要素のいずれかを使用するかを、ヘッジごとに選択できます。

PwC の見解

ヘッジごとにヘッジ対象の測定方法を選択できることは、複数のベンチマーク金利から 1 つを選択することと似ています。

企業によっては、ベンチマーク金利に近い借入利率を有しており、ヘッジの結果の差異や損益への影響が限定的であるのに、現在のヘッジの測定方法を変更してコストを発生させたくないと考える場合もあるかもしれません。

サブ・ベンチマーク金利のヘッジ

表面利率(クーポン)のうちベンチマーク金利要素のヘッジは、表面利率または利回りがベンチマーク金利より高いか低いにかかわらず、固定金利の資産または負債のすべての公正価値ヘッジについて許容されています。

経過措置—既存のヘッジ関係に契約上のキャッシュ・フローのうちベンチマーク金利要素を使用するための変更

これは、これまで認められていなかった新たなヘッジ対象の測定方法であるため、FASB は、経過措置を提供しています。新基準の適用開始時に選択する場合、以下のことを行います。

- ヘッジ関係の指定を中止して再指定する必要はない(表面利率全体のヘッジからベンチマーク金利要素のヘッジに)。ヘッジ文書を修正することができる。
- 繰り越された累積的なベース・アジャストメントは、修正後の方法がヘッジの指定当初から使用されていたと仮定した場合の金額に調整される。
- 契約上の表面利率のキャッシュ・フローのうちのベンチマーク金利要素は、移行日ではなく、当初のヘッジ関係の開始日時点で測定される。

PwC の見解

経過措置を適用する場合、ベンチマーク金利要素は、適用日に有効なヘッジ関係の開始日時点で算定されます。その結果、適用前にヘッジの指定が中止され再指定されていた場合、ベンチマークの金利要素は、ヘッジ手段のデリバティブの実際の金利と合致しない可能性があり、ヘッジ関係は完全に有効でない可能性があります。

FASB は、企業が、契約上の表面利率のキャッシュ・フロー全体から表面利率のキャッシュ・フローのうちベンチマーク金利要素のヘッジに変更するためにヘッジ関係のバランスを再調整する場合にも、経過措置を提供しています。ヘッジ対象の一部の指定を中止する場合、企業は、ヘッジ対象の指定を中止した部分に関連するベース・アジャストメントを累積的影響調整額に含めることができます。

PwC の見解

新ガイダンスは、ヘッジ対象の一部の指定を中止する場合に免除を提供していますが、FASB スタッフは、経過措置の一部として、企業がヘッジ手段の一部の指定を中止することも可能であると述べました。

固定金利の資産および負債のヘッジでの期限前償還オプションの影響の評価における、ベンチマーク金利の変動のみの考慮

固定金利の期限前償還可能な債券のベンチマーク金利リスクの公正価値ヘッジにおいて、ヘッジの有効性を評価しヘッジ対象の公正価値の変動を算定するために、新ガイダンスは、期限前償還オプションにベンチマーク金利の変動のみが関連するものとみなして、期限前償還オプションの影響を考慮することを企業に認めています。言い換えれば、企業は、ベンチマーク金利の変動(信用リスクなどの他の要因ではなく)が、金融商品のコールまたはプットの決定にどのような影響を与えるかのみを考慮することになります。期限前償還オプションの検討をベンチマーク金利のリスク要因のみに限定することは、これらのヘッジの有効性を高めることになります。

ベンチマーク金利が期限前償還の決定に与える影響のみを考慮するという決定は、契約上のキャッシュ・フローのベンチマーク金利要素を用いてヘッジ対象を測定するという決定にはつながりません。企業は、ベンチマーク金利要素または契約上のキャッシュ・フローのいずれかを用いることが可能であり、いずれの場合でもこの方法で期限前償還の要素を評価することができます。

経過措置—期限前償還オプションの影響の評価におけるベンチマーク金利の変動のみの考慮

これは、これまで認められていなかった新たなヘッジ対象の測定方法であるため、FASB は、経過措置を提供しています。新基準の適用開始時に選択する場合、以下のことを行います。

- ヘッジ関係の指定を中止して再指定する必要はない。ヘッジ文書を修正することができる。
- 繰り越された累積的なベース・アジャストメントは、修正後の方法がヘッジの指定当初から使用されていたと仮定した場合の金額に調整される。

期限前償還可能な資産のクローズド・ポートフォリオにおける期限前償還が見込まれない部分のヘッジ(底溜り階層(last-of-layer)アプローチ)

現行ガイダンスでは、住宅ローンまたは不動産担保証券など、期限前償還可能な固定金利の資産プールをヘッジすることが難しくなっています。金利リスクをヘッジする際には、期限前償還オプションの影響を含める要求事項が存在するためです。新ガイダンスでは、新しい「底溜り階層(last-of-layer)」アプローチを認めています。このアプローチでは、企業が、期限前償還可能な資産のクローズド・プール(ポートフォリオ)の一部、期限前償還可能な資産を裏付けとする受益者持分の一部などの、期限前償還されることが見込まれない部分を、公正価値ヘッジのヘッジ対象に指定することを許容しています。

PwC の見解

底溜り階層のヘッジは、クローズド・ポートフォリオにおける期限前償還可能な資産についてのアプローチです。このモデルは、住宅ローンまたは不動産担保証券を視野にいれて設計されたものですが、その他の金融商品にも同様に適用することが可能です。

このモデルは、期限前償還可能な負債には適用されません。

底溜り階層のヘッジは、ある期間のクローズド・ポートフォリオにおける期限前償還可能な資産の最後の x ドルとして指定されます。企業は、ヘッジ対象の金額(底溜り階層)が、決められた一部期間のヘッジ期間において依然として未決済であるという見込みを裏付ける必要があります。これは、キャッシュ・フロー・ヘッジのような予定取引ではなく、公正価値ヘッジのヘッジ対象の見積りです。この場合、企業は、ヘッジ対象の金額がヘッジ期間を通じて未決済である可能性が高いことを主張する必要はありません。底溜り階層は、ヘッジの存続期間にわたり、「期限前償還、債務不履行およびその他の事象」(売却など)を考慮して「未決済になることが予想される」残高のことです。資産が、これらの事象によりクローズド・ポートフォリオから除外された場合、それらは、ヘッジ対象ではない資産とみなされます。

企業は、ヘッジ対象の残高が未決済のままであるという見込みを裏付け、その文書化を行い、各期間にその更新を行う必要があります。この見込みに変更があった場合には、ヘッジ対象の残高を再検討できます。予定取引のヘッジに存在するような、テインティングという概念は存在しません。したがって、企業はその仮定を再評価して、必要な時に、ヘッジ関係の指定を一部中止することによって、プールの残りの資産が指定の階層を下回る前にヘッジ対象の残高を調整することができます。

この新たなヘッジ戦略は、一部期間の公正価値ヘッジ、および、契約上の表面利率(クーポン)全体のうちベンチマーク金利要素に基づいてヘッジ対象を測定できることに関する FASB の決定を利用しています。これらの決定事項の組み合わせは、資産の類似性テストの適用(すべての資産グループのヘッジで要求される、個々の資産が、ヘッジ対象に指定されたリスクと同じリスク・エクスポージャーに晒されていることの証明)、および、ヘッジ関係の有効性に以下のような影響を与えます。

- ヘッジ対象が一部期間のヘッジのガイダンスを用いて指定されている場合(すなわち、ヘッジ期間が、貸付金の満期日までではなく、その期間の一部である場合)、ポートフォリオにおけるすべての資産の残余期間は、ヘッジ会計の目的上、同じであると仮定できる。
- 残余期間が同じである場合、契約上のキャッシュ・フローのうちのベンチマーク金利要素は同じになる。
- 底溜り階層のヘッジでは、ヘッジ対象は仮定的な満期日まで残ることが予想されるポートフォリオの部分であるため、ヘッジ対象の測定において期限前償還を考慮する必要はないことをガイダンスは示唆している。

底溜り階層のヘッジにおけるベースス・アジャストメント

ベースス・アジャストメントは、クローズド・ポートフォリオのヘッジ対象全体に関連します。言い換えれば、ヘッジ会計を適用する目的上、各資産は個別の資産として取り扱われなくなります(アイデンティティがなくなります)。その結果、ベースス・アジャストメントは、ヘッジ関係にある間に金利収益を算定するときには、ポートフォリオ内の個別項目の償却原価ベースに配分されません。しかし、開示のため、および減損の算定時には、ベースス・アジャストメントを個別項目に配分する必要がある場合があります。

底溜り階層のヘッジの中止

クローズド・ポートフォリオの残高がヘッジされている金額より少なくなったときは、底溜り階層の全体のヘッジ関係を完全に中止しなければなりません。企業が、ヘッジ対象がヘッジされているポートフォリオの仮定的な満期日まで未決済であることを将来予測的に裏付けることができない場合、底溜り階層のヘッジは部分的に中止されます。その場合、企業は、もはや未決済であると見込まれない部分のヘッジ指定を中止します。

全体か一部かにかかわらず、ヘッジ指定の中止時に、ベースス・アジャストメントの残高(またはその一部)は、クローズド・ポートフォリオ内の個別の資産に配分され、資産のその他のディスカウントまたはプレミアムの償却期間と合致する期間にわたって償却されます。

PwC の見解

新ガイダンスは、クローズド・ポートフォリオの残高がテスト日時点のヘッジされている金額を下回る場合に全体の指定を中止することを要求していますが、企業は、当該日付よりも前に、一部を指定中止することができます。その結果、先を見越して部分的な指定中止を行う企業は、全体の指定中止を要求される状況を回避することができる可能性があります。

経過措置—特定の満期保有有価証券を売却可能有価証券に分類変更

新ガイダンスの適用時に、企業は、底溜り階層のヘッジに適切な負債性有価証券を、満期保有から売却可能に分類変更することを選択することができます。この選択を行った場合、適用日時点の未実現利得または未実現損失は、その他の包括利益累積額に計上されることになります。

PwC の見解

当該ガイダンスの適用後に、振り替えた負債性有価証券を底溜り階層のヘッジに指定することが要求されるかどうかに関して、質問が提起されました。PwC は、「適格 (eligible)」という文言の使用は意図的であったと理解しています。すなわち、振替後に負債性有価証券をヘッジする企業の意図の有無にかかわらず、振替は許容されます。

コモディティのヘッジ

非金融項目の契約上明示された要素のヘッジ

新ガイダンスは、一定の要件を満たす場合、非金融項目の契約上明示された要素をキャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ対象リスクとして指定することを認めています。契約上明示された要素は、契約または協定に明示的に記載されている指数もしくは価格で、企業自身のオペレーションに関連しないものである必要があります (例えば、ロンドン金属取引所 (LME) のアルミニウム価格、しかし、アルミニウムを取得するための企業のコストではない)。非金融項目の契約上明示された要素をヘッジすることは、現行ガイダンスで要求されている価格変動全体のヘッジによる非有効部分の発生を回避します。

PwC の見解

新ガイダンスの理論的根拠の一部は、金融項目と非金融項目のヘッジを整合させることです。企業は、金融リスクを分離し、特定のリスク部分のみをヘッジすることができます。例えば、金利リスク (負債性金融商品の公正価値またはキャッシュ・フローの変動全体のうちひとつの要素) は、認められるヘッジ対象リスクです。新ガイダンスでは、特定のキャッシュ・フロー・ヘッジ関係において非金融項目のリスク全体の一部をヘッジ対象として指定することが可能です。

非金融項目のある要素をヘッジするために、通常取引慣行に含まれていない無関係な条件を契約に付加することはできません。契約全体がデリバティブ契約である場合、構成要素をヘッジ対象として指定するには、通常購入および通常売却に関する適用除外に該当する必要があります。契約全体はデリバティブ契約でない場合、主契約から他の特性を区分した後に残っている契約上明示された要素を、ヘッジ対象のリスクとして指定することができます。

契約上明示された要素は、非金融資産を取得または売却する契約がまだ存在しない場合であっても、ヘッジ対象に指定することができます。まだ締結されていない契約については、企業は、当該予定取引の条件が契約の締結時にヘッジの要件を満たすことを見込んでいる必要があります。企業は、契約が締結された時に、要件が満たされていることを検証する必要があります。

経過措置—契約上明示された要素への変更

これは、新たなヘッジ戦略であるため、FASB は、経過措置を提供しています。新基準の適用開始時に選択する場合、以下のことを行います。

- ヘッジ関係の指定を中止して再指定する必要はない(キャッシュ・フローの変動全体のヘッジから契約上明示された要素のヘッジへと)。既存のヘッジ文書を修正することができる。
- キャッシュ・フローの変動を見積もるために使用される金融商品の条件(例えば、仮想デリバティブ)には、当初のヘッジ関係開始時の市場データを使用しなければならない。
- 既存のヘッジ関係について過去の期間に認識された非有効部分は戻し入れ、累積的影響調整額の一部として計上される。

企業は、既存のヘッジに新たなヘッジと同じ方法を選択する必要はありません。

為替のヘッジ

除外される構成要素としてのクロス・カレンシー・ベース・スプレッド

現行ガイダンスの下で、企業は、有効性評価からヘッジ手段のデリバティブの一部構成要素を除外することができます。除外することができる構成要素には、オプションの時間的価値(またはその一部)および先渡契約のフォワード・ポイントが含まれます。新ガイダンスは、このほかに除外できる構成要素として、クロス・カレンシー・スワップのクロス・カレンシー・ベース・スプレッドに起因する公正価値の変動部分を認めています。これは、クロス・カレンシー・スワップを用いた為替リスクのヘッジの有効性を高めます。新ガイダンスの下でクロス・カレンシー・ベース・スプレッドをどのように認識するかに関する解説は、後述の「[認識—除外される構成要素](#)」をご覧ください。

文書化および有効性評価

きわめて有効

ヘッジ会計に適格であるためには、ヘッジされているリスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成する際に、ヘッジ関係がきわめて有効であることが要求されます。これは、現行ガイダンスでは有効性が80%から125%の範囲内にあることと解釈されており、新ガイダンスの下でも変更はありません。

有効性評価の方法

ショートカット法

ショートカット法は、要件を満たせば、完全な有効性を想定した簡素化した有効性評価の方法を認め、当初の定量的な有効性評価および継続的な有効性評価を要求しない、非常に指示的な規則のリストです。公正価値ヘッジについて、ショートカット法による簡素化は、ベンチマーク金利の変動に基づきヘッジ対象の公正価値の変動を測定する場合も適用可能です。

従来、ショートカット法の不適切な適用が判明した場合には、財務諸表に重大な影響を及ぼすことがたびたびありました。新ガイダンスでは当該取扱いが修正され、不適切な適用が財務諸表に与える影響が軽減されています。

新ガイダンスは、企業が、事後的に、過去または現時点でショートカット法の適用が不適切となったと判断した場合、ヘッジ関係の指定を中止せずに有効性評価に定量的アプローチを用いることを認めています。ヘッジ関係の指定を中止せずに定量的アプローチを使用することは、以下の両方を満たす場合に限り認められます。

- ヘッジの開始時点で、ショートカット法が適切でなくなった場合に、どのような定量的方法をヘッジの有効性評価に使用するかを文書化している
- ショートカット法が不適切とみなされた時点以降の期間について、定量的方法を使用するヘッジ会計を適用していたとすればヘッジ関係は適格であった(すなわち、ヘッジ関係の有効性がきわめて高かった)

これらの要件が満たされる場合、ショートカット法を不適切に適用した影響は、ショートカット法を適用した場合と、「ロング・ホール」法またはヘッジ文書で特定されている定量的方法を適用した場合との差異に基づいて測定されます。

PwC の見解

ショートカット法の適用は、厳格に適用される多くの規則に準拠することがなお要求されています。新ガイダンスの救済措置は、ショートカット法の使用について現在企業が整備している財務報告に対する内部統制の緩和を可能とするものとみなされるべきではないと、PwC は考えています。

新ガイダンスのこの修正は、ショートカット法を適用している場合の修正再表示のリスクを低減する一方で、新ガイダンスのその他の修正は、ショートカット法を使用する利点を相対的に低下させる可能性があります。キャッシュ・フロー・ヘッジに非有効部分が認識されないこと、固定金利の金融商品のベンチマーク金利要素をヘッジできること、および特定のヘッジ関係に認められる定性的評価により、企業は、他の方法でショートカット法の利点の多くを得ることができます。

経過措置—ショートカット法の使用に関するヘッジ文書の修正

新基準の適用開始時に選択する場合、企業は、既存のヘッジ関係の指定を中止せず、事後的にショートカット法が不適切であったとみなされた場合に適用される定量的方法を指定するため、現行のショートカット法に関するヘッジ文書を修正することができます。

クリティカル・ターム・マッチ法

現行ガイダンスの下でのクリティカル・ターム・マッチ法は、金利以外のヘッジ関係の有効性を評価する簡便的な方法です。クリティカル・ターム・マッチ法は、開始時および事後的に詳細な有効性評価を行わず、そのかわりに、(1)ヘッジ手段とヘッジ対象の予定取引のクリティカル・タームが合致する(そして、開始以降、変化しない)こと、および、(2)ヘッジ手段とヘッジ対象のカウンターパーティが債務不履行に陥らない確率が高いことを文書化することを企業に認めています。これら 2 つの要求事項が満たされた場合、企業は、このヘッジは「完全に有効である」と結論付けることができます。

新ガイダンスは、予定取引のグループへのクリティカル・ターム・マッチ法の適用を修正しています。修正の中で、新ガイダンスは、デリバティブの満期と予定取引の発生日の差異が 31 日以内または同月内である場合には、ヘッジ手段(のデリバティブ)の満期は(ヘッジ対象の)予定取引と同時であるとみなすことを企業に認めています。

PwC の見解

企業は、デリバティブの満期と予定取引の発生日のミスマッチから生じる非有効部分が僅少(de minimis)であることを証明するために、定量的(「ボックス・イン」)分析を使用しています。新ガイダンスでは、この分析は要求されておらず、これが新ガイダンスにおけるもう 1 つの簡素化となっています。

定性的な有効性評価

ASC815-20-25-3(b)(2)(iv)(01)にリストアップされている特定の限定的な状況において、一部のヘッジ関係については定量的な有効性評価を行わずに完全に有効であるとみなすことができます。

完全に有効でないヘッジについて、新ガイダンスは、当初の定量的評価を要求していますが、ヘッジ開始後は企業がヘッジ期間にわたってきわめて有効であるという見込みを合理的に裏付けることができることを条件に、有効性評価の定性的方法を提供しています。新ガイダンスでは、当初および事後的な評価の両方について企業の手助けとなる、例示による事実パターンが示されています。

定性的評価は、ヘッジ関係ごとに適用を選択でき、この定性的評価によって、財務諸表作成者は、定量的テストを実施したとすればヘッジ関係がきわめて有効と証明できると主張することができます。財務諸表作成者は、四半期ごとに文書化を行い、ヘッジ関係の事実(カウンターパーティの債務不履行リスクなど)は変わっておらず、ヘッジがきわめて有効である見込みを継続して定性的に裏付けることができることを示さなければなりません。

さらに企業は、文書化の中で、以下の場合に、どの定量的評価方法を適用するかを定めておく必要があります。

- ヘッジ関係の事実が変化して、きわめて有効であるという見込みをもはや裏付けることができず、定量的評価が必要になった場合
- 企業が、定性的評価がなお適切であることを立証するために、定量的評価を実施することを選択する場合

企業が実施した定量的評価が、定性的評価が適切であると最初に判断したときに実施した評価と同じであれば、その実施後に、定性的評価に戻ることができます。

PwC の見解

公正価値ヘッジについて、定性的な有効性評価は許容されていますが、企業は、ヘッジ対象リスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動(ベース・アジャストメント)およびデリバティブの公正価値の変動を引き続き独立して算定しなければなりません。

経過措置—定性的アプローチを使用するための文書の修正

新基準の適用開始時に選択する場合、企業は、ヘッジ関係の指定を中止したり再指定したりせずに、定性的な基礎に基づいて継続的評価を行うよう、既存の文書化を修正することができます。

定量的(「ロング・ホール」)による有効性評価

現行ガイダンスと整合的に、新ガイダンスでは、ヘッジが定量的アプローチ以外のアプローチに適格でない場合、または企業が定量的アプローチ以外のアプローチを使用しないことを選択している場合には、有効性評価に定量的アプローチを適用しなければなりません。

ヘッジ開始後に定量的な有効性評価の方法を変更する場合には、指定の中止と再指定が必要となります。

PwC の見解

有効性評価に対する新しいアプローチは簡素化が図られていますが、FASB は、これまで有効性を評価するために用いられていた定量的アプローチの使用可能性を維持しました(場合によっては、その使用を要求しています)。定量的な算定を行うのに十分な資源やシステムを有している大企業は、それらが実務において十分に機能していれば、既存のヘッジに(または、新たなヘッジであっても)定量的アプローチを引き続き適用する選択ができます。

類似するヘッジ

新ガイダンスに特段の規定がある場合を除き、類似するヘッジの有効性評価を同じ方法で評価しなければならないとする企業に対する現行ガイダンスの要求事項は、維持されています。

純投資ヘッジの有効性評価

新ガイダンスは、純投資ヘッジに関するガイダンスを修正して、純投資ヘッジの有効性評価の方法を変更することを認めています。変更のためには、(1)新しい手法は「改善された」方法である、および、(2)類似するヘッジの有効性は同じ方法で評価する、という要求事項に従う必要があります。したがって、有効性評価方法の変更を選択する企業は、すべての純投資ヘッジに同じ変更を行い、新しい手法が「改善された」方法であることを証明する必要があります。

経過措置—純投資ヘッジの有効性評価の変更

PwC は、新ガイダンスの適用後に限り、企業は評価方法の変更を選択できると考えています。また、この規定について具体的な移行ガイダンスがないため、変更を行うためにはヘッジ関係の指定の中止と再指定が要求されると、我々は考えます。

開始時の有効性評価を含む当初のヘッジの文書化

現行ガイダンスでは、すべての企業はヘッジの開始時にすべてのヘッジを文書化する必要があります。この文書化には、ヘッジ関係のすべての詳細事項ならびに有効性の評価方法および非有効部分の測定方法が含まれます。開始時の定量的評価も実施しなければなりません。

公開企業および金融機関のヘッジの文書化

新ガイダンスの下で、公開企業(public business entities)、公開の非営利(NFP)企業および金融機関は、ヘッジ開始と同時に文書を作成しなければなりません。しかし、例外として、当初の有効性評価はヘッジが指定された最初の四半期の終了時まで完了させることが認められます。その四半期終了の前にヘッジの指定が中止、終了または満期になった場合には、その前に文書化を完了させておかねばなりません。有効性評価の実施時期にかかわらず、文書化にはヘッジ開始時点のデータを用いなければなりません。

PwC の見解

当初の有効性評価は、ヘッジ開始後に完了させることも認められますが、後ほど有効性評価を行うことを予定している企業は、ヘッジ開始時点で関連するデータを確保しておく必要があります。

ダイナミックヘッジを行う、または短期ヘッジを実行する企業は、この救済措置を十分に活用することができない可能性があります。たとえば、12月決算の企業が1月に開始する1か月の期間のヘッジを行う場合、企業は当初の有効性評価を行うために、3月31日まで待つことはできません。

非公開企業のヘッジの文書化

新ガイダンスは、ヘッジの文書化の時期に関し、金融機関ではない非公開企業 (FASB のマスター用語集で定義される公開企業 (public business entities) に該当しない企業) および非公開の非営利 (NFP) 企業に対して追加的な救済措置を提供しています。

これらの企業は、各ヘッジ関係の開始時にヘッジ会計を適用する意図 (ヘッジの主要条件の識別を含む) を文書化する必要がありますが、財務諸表の公表準備手続完了時まで、すべてのテスト (有効性の当初評価および要求されている四半期ごとの評価 (定量的評価または定性的評価にかかわらず)) を遅らせることができます。これらの企業がヘッジの有効性を評価するために使用する手法も、そのときまで文書化する必要はありません。有効性評価がその時間枠内に実施されるかどうかにかかわらず、そのような評価は、ヘッジの開始時点および開始後の各四半期末日時点の関連するデータを用いて行われなければなりません。

PwC の見解

ヘッジの有効性評価の実施時期について救済措置が提供されていますが、非公開企業は、複数回の有効性評価を完了させることが要求されています。例えば、1 年間では 4 回の評価を、各時点で未決済のヘッジについて完了させなければなりません。なぜなら、ヘッジ会計の適用がその事業年度を通じて適切であったことを立証することがこの評価の目的だからです。

金融機関ではない非公開企業は、簡素化されたヘッジ会計アプローチの適用に適格なヘッジは完全に有効であると仮定することができます。これらのヘッジについて、当初の定量的テストは要求されませんが、非公開企業のその他のヘッジに適用されている文書化に関する要求事項が適用されます。

認識

公正価値ヘッジについて、ヘッジ対象 (ヘッジされているリスクについて) の公正価値の変動およびヘッジ手段 (ただし、以下で説明している除外される構成要素を除く) の公正価値の変動は、各期間の当期損益に計上されます。ベース・アジャストメントは、ヘッジ対象について計上されます。ヘッジが完全に有効でない場合、損益に影響します。

PwC の見解

公正価値ヘッジに関する基本的な認識モデルは変更されていません。非有効部分という概念は、ヘッジの基準から削除されていますが、公正価値ヘッジでは、デリバティブの公正価値の変動とヘッジされたリスクの変動によるヘッジ対象の公正価値の変動との差異について、従来通り損益計算書のボラティリティが存在します。

新ガイダンスは、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび純投資ヘッジの非有効部分を区分して計上する要求事項を削除しており、今後、そのような区分はできなくなります。

キャッシュ・フロー・ヘッジについて、デリバティブの公正価値の変動の有効部分と非有効部分 (ただし、以下で説明している除外される構成要素を除く) は、いずれもその他の包括利益累積額 (AOCI) に計上され、ヘッジ対象が損益に影響するときに損益に再分類されます。これが、現行モデルからの重要な変更です。

純投資ヘッジについて、ヘッジ手段の公正価値変動の全額 (ただし、以下で説明している除外される構成要素を除く) は、AOCI の累積為替換算調整額 (CTA) に計上され、在外子会社が売却されるか実質的に清算されるときに損益に再分類されます。

除外される構成要素

現行ガイダンスと整合的に、新ガイダンスは、デリバティブ金融商品の特定の要素を有効性評価から除外することを認めています。新ガイダンスでは、クロス・カレンシー・ベーススを適格な除外要素として追加したことに加え、除外した要素の認識についても修正しています。同様のヘッジに首尾一貫して適用すべき方針の選択として、デリバティブであるヘッジ手段におけるヘッジの有効性評価から除外した要素の公正価値の変動は、(1)直ちに損益に認識する、または(2)OCI(純投資ヘッジについてはCTA)に計上し、デリバティブの存続期間にわたって損益で償却する(新ガイダンスで提供された新たな選択肢)、のいずれかを行います。

PwC の見解

公正価値ヘッジにおいて、除外される構成要素に関して新しい償却アプローチを選択する場合、OCI への影響が生じます。

経過措置—除外された構成要素を償却するための文書の修正

これまで特定の構成要素を有効性の評価から除外しており、今後は除外された構成要素が償却アプローチを通じて認識されるヘッジについて、経過措置が提供されています。この経過措置は、クロス・カレンシー・ベースス・スプレッドを既存の公正価値ヘッジから除外し、償却アプローチを通じて認識する場合にも適用されます。新基準の適用開始時に選択する場合、これらのヘッジ関係の指定を中止し再指定を行う必要はありません。企業は、新基準の適用による累積的影響額を AOCI に計上し、対応する修正を利益剰余金の期首残高で行います。

ヘッジの中止時における除外された構成要素の認識

ヘッジの中止時に、有効性評価から除外した構成要素の公正価値変動が AOCI で認識され償却されている場合、企業は、以下のように、除外した構成要素に関連して AOCI に残存する金額を損益に戻し入れることが要求されます。

- キャッシュ・フロー・ヘッジについて、予定取引が発生する可能性が引き続き高い場合、AOCI における金額は、予定取引が損益に影響するときに戻し入れられる。
- キャッシュ・フロー・ヘッジについて、予定取引が発生しない可能性が高い場合、AOCI における金額は、当期の損益に再分類される。
- 公正価値ヘッジについて、AOCI の金額は、公正価値ヘッジの関連するヘッジ対象のベースス・アジャストメントが損益で認識される方法と整合する方法で戻し入れられる。
- 純投資ヘッジについて、まだ損益で償却されていない金額があれば、ヘッジ対象の純投資が売却または実質的に清算されるまで、CTA に残しておかなければならない。

ヘッジ会計の中止

新ガイダンスは、予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジを中止する必要がある場合を変更しています。ヘッジ会計における一般原則としては、ヘッジ関係の条件が変更された場合にはヘッジの指定を中止する必要があります。新ガイダンスは、変更されたヘッジ関係が引き続きわめて高い有効性を維持しており、その変更が予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジにおいてヘッジされたリスクのみに関連する場合、例外規定を設けています。このような状況では、企業は、予定取引を実行しなかった (missed) とはみなされません。

PwC の見解

企業は、新ガイダンスの下でも、予定取引がいつ発生するかが明確になるよう、十分な具体性を持って予定取引を特定する必要があります。

表示

適格な公正価値ヘッジおよびキャッシュ・フロー・ヘッジについて、新ガイダンスは、適格なヘッジの会計処理におけるデリバティブの公正価値の変動全体(従来「非有効部分」とされていた部分および除外された構成要素の部分を含む)を、ヘッジ対象と同じ表示科目に計上することを要求しています。この要求事項は、予定取引が発生しない可能性が高くなった場合に、当該予定取引をヘッジするために用いられていたデリバティブの利得または損失には適用されません。

損益計算書の複数の表示科目に影響を与える複数のヘッジ対象リスクが存在する場合、デリバティブの利得または損失は、損益計算書の各表示科目に配分しなければなりません。

PwC の見解

ヘッジ対象が予定売却取引であり、ヘッジ対象の損益の影響が ASC606「顧客との契約から生じる収益」に従って収益の表示科目に計上される場合、新ガイダンスの表示の定めに従って準拠するためには、デリバティブの利得または損失を同一の表示科目に含めなければなりません。しかし、PwC は、収益に関するガイダンスに準拠するためには、当該表示に加えて、顧客との契約から生じる収益の金額の開示を行わなければならないと考えます。さらに、改訂後のヘッジの開示に関する要求事項に従い、財務諸表の各表示科目に含まれているデリバティブの利得および損失を開示しなければなりません。

企業は、適格な純投資ヘッジについて、AOCI から損益に再分類された金額を、ヘッジされた純投資の損益の影響(子会社の売却益など)の表示に使われた表示科目と同じ損益計算書の表示科目に、表示する必要があります。新ガイダンスは、純投資ヘッジにおける除外された構成部分をどのように表示するかについて明示していません。

開示

新ガイダンスは非有効部分という概念を削除したため、非有効部分の開示規定を削除しており、ヘッジの結果が含まれている損益計算書の表示科目に重点を置くよう特定の開示要件を修正しています。修正された開示には、以下が含まれます(ただし、これがすべてではありません)。

- **損益計算書の個別の表示科目に対するヘッジの影響**

ヘッジの影響を受ける損益計算書の各表示科目について、(1)収益と費用の各表示科目に含まれているヘッジの結果、および(2)収益と費用の各表示科目の合計額を開示する。適格なヘッジ会計に関連しないデリバティブの利得または損失の金額は、区分開示が要求される。

- **公正価値ヘッジの累積的なベース・アジャストメント**

すべての公正価値ヘッジについて、ヘッジ対象の資産および負債の貸借対照表価額、帳簿価額に含まれる累積的なベース・アジャストメントの金額、およびヘッジ関係の中止によるベース・アジャストメントの残余金額を開示する。

底溜り階層(last-of-layer)のヘッジについては、具体的にどの資産が底溜り階層を構成するかは分からないため、(1)クローズド・ポートフォリオ全体の償却原価ベース、(2)ヘッジ対象の金額、および(3)底溜り階層のヘッジに関連するベース・アジャストメントの金額を開示する。底溜り階層のヘッジに関連するベース・アジャストメントの配分は、他のサブ・トピックスの開示要求事項に従うことが求められる可能性がある。

- **除外される構成要素**

公正価値ヘッジおよびキャッシュ・フロー・ヘッジから除外された構成要素の OCI および当期損益に認識された金額を開示する。マーク・トゥ・マーケット(即時認識)アプローチおよび償却アプローチを通じて損益認識を選択した金額の区分開示も含まれる。

純投資ヘッジについて、除外された構成要素の合計金額を開示する。

除外された構成要素を当期損益で認識する選択についても、企業は、重要な会計方針の要約の中で開示する必要がある。

新ガイダンスは、特定の開示を表形式で開示するよう規定しており、新しい要求事項を満たす開示例を提供しています。

経過措置—開示

新しい開示または修正された開示は、新基準を適用した期間に行うことが要求されますが、将来に向かって適用されます。適用を開始した期間より前の期間の開示について、新たな要求事項に従うことは要求されていません。企業は、新ガイダンスの結果として重要な会計方針に何らかのその他の変更があれば、その変更を開示することを検討する必要があります。

PwC の見解

早期適用を検討している企業は、表示の要求事項とともに新しい開示要求事項を評価しなければなりません。新たに要求されている開示の多くは従来開示されていた情報を含んでいますが、新しい情報もいくつかあり、そのような新しい情報を入手するためのプロセス(および、おそらくはシステム)を変更する必要があります。

経過措置／発効日

新ガイダンスは、公開企業について、2018年12月15日より後に開始する事業年度より適用されます。その他のすべての企業には、新ガイダンスの適用までさらに1年の猶予があります。強制適用日より前の期中報告期間または年次報告期間から、早期適用が可能です。期中報告期間に適用する場合、当該期中報告期間を含む事業年度の期首現在で新ガイダンスを反映する必要があります。

表示および開示を除き、移行は、遡及的に行います。経過措置における主要な用語とその定義は、以下のとおりです。

既存のヘッジ	ヘッジ手段の消滅、売却、終了、行使または指定の中止が生じていないヘッジ関係
適用日 (Date of adoption)	新ガイダンスを適用する最初の日付 例えば、新ガイダンスは、2018年4月1日に適用が可能。
適用開始日 (Initial application date)	適用を開始する事業年度の期首 例えば、12月決算の企業が2017年に新ガイダンスを適用する場合、2017年1月1日が適用開始日になる。
修正遡及移行	適用日および適用開始日における既存のヘッジについて、適用の累積的影響額をAOCIに計上し、対応する修正を適用開始日時点の利益剰余金の期首残高に行う。

移行にあたって、企業は、新たな表示に関するガイダンス(新規開示および修正された開示を含む)を適用し、また、既存のキャッシュ・フロー・ヘッジおよび純投資ヘッジでそれまでに計上されていた非有効部分を、累積的影響額調整として除去することが要求されます。さらに、企業は、会計原則の変更の内容および理由、ならびに変更の累積影響額(資本の各項目の期首残高に対する影響)を開示しなければなりません。新ガイダンスにおけるその他の変更点の大部分は適用が任意であり、新基準の適用開始時に適用を選択する場合、一部の選択には経過措置が提供されています。

- 金融機関でない非公開企業および非公開の非営利(NFP)企業は、次の期中財務諸表および年次財務諸表一式の公表準備手続完了前に、この選択を行う必要がある。
- その他のすべての企業は、適用日後の最初の四半期ごとの有効性評価の前に、この選択を行う必要がある。

企業が、所定の期間内に移行規定を選択しない場合、経過措置を適用する要件を満たさないこととなるため、その場合に変更を行うには影響を受けるヘッジ関係の指定を中止して再指定しなければなりません。この場合、ヘッジ手段がゼロ以外の公正価値を有していることになり、有効性評価に影響します。また、その影響は、累積影響調整額に含まれません。

以下の表は、移行ガイダンスを、各規定は強制か任意か、あるいは移行時に選択すれば移行時の措置がある任意か、そしてその影響は利益剰余金の期首残高に対する累積的影響調整額の中に含まれるか、について要約したものです。

変更 / 新しい要求事項	強制 任意 移行時の措置がある任意	累積的影響 調整額に 含まれるか
適用開始日前に開始されたが適用日に未決済であるキャッシュ・フロー・ヘッジおよび純投資ヘッジについて、過年度に計上された非有効部分を戻し入れる	強制	はい
損益計算書においてデリバティブの結果をヘッジ対象とともに表示する	強制	該当なし
新しい開示要求事項に従う	強制	該当なし
ヘッジの文書を修正し、契約上のキャッシュ・フローのベンチマーク金利要素を使用するために金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象を再測定する	任意であるが、移行の一部として選択する場合には経過措置がある	はい 移行の一部として選択する場合には含まれる
ヘッジの文書を修正し、契約上のキャッシュ・フローのベンチマーク金利要素を使用するために金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象を再測定した場合に、ヘッジ関係をリバランス(バランス再調整)する	任意であるが、移行の一部として選択する場合には経過措置がある	はい 移行の一部として選択する場合には含まれる
金利リスクが期限前償還の決定にどのように影響するかのみを考慮するために、金利リスクの公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象を再測定する	任意であるが、移行の一部として選択する場合には経過措置がある	はい 移行の一部として選択する場合には含まれる
一部期間を対象として、金利リスクの公正価値ヘッジを指定する	任意—経過措置はない(指定中止/再指定が要求される)	いいえ

変更 / 新しい要求事項	強制 任意 移行時の措置がある任意	累積的影響 調整額に 含まれるか
従来有効性評価から除外されていた構成部分を、償却アプローチを通じて認識するために、既存のヘッジの文書を修正する	任意であるが、移行の一部として選択する場合には経過措置がある	はい 移行の一部として選択する場合には含まれる
クロス・カレンシー・ベースス・スプレッドを除外して、償却アプローチを通じてそれを認識するために、既存の公正価値ヘッジの文書を修正する	任意であるが、移行の一部として選択する場合には経過措置がある	はい 移行の一部として選択する場合には含まれる
定性的アプローチを使用するために、現在は有効性評価に定量的方法を使用している既存のヘッジの文書を修正する	任意であるが、移行の一部として選択する場合には、経過措置がある	該当なし
ショートカット法が事後的に不適切であったとみなされた場合に適用する定量的方法を指定するため、現在、有効性評価にショートカット法を使用している既存のヘッジの文書を修正する	任意であるが、移行の一部として選択する場合には、経過措置がある	該当なし
ヘッジ対象のリスクを、キャッシュ・フローの変動全体から、契約上明示された要素または契約上明示された金利に起因するキャッシュ・フローの変更へと変更するため、既存のキャッシュ・フロー・ヘッジの文書を修正する	任意であるが、移行の一部として選択する場合には、経過措置がある	はい 移行の一部として選択する場合には含まれる
負債性有価証券が、底溜り階層 (last-of-layer) のヘッジでのヘッジ対象に適格である場合、満期保有から売却可能へとその負債性有価証券を分類変更する	任意である (移行時のみ)	該当なし
公正価値ヘッジでヘッジされるリスクを、公正価値の変動全体から、ベンチマーク金利としてのSIFMAの変動に起因する公正価値の変動に変更する	任意である。移行時の措置はない (指定の中止/再指定が要求される)	いいえ
純投資ヘッジの有効性を評価する方法を変更する (フォワードからスポットへ、またはスポットからフォワードへ)	任意である。移行時の措置はない (指定の中止/再指定が要求される)	いいえ

2017 年の強制適用

期中報告期間から適用を行う場合、事業年度の期首時点で新ガイダンスを反映させなければなりません。12月決算の企業が2017年に新ガイダンスを適用する場合、2017年1月1日が適用開始日とみなされることになります。このように企業は、適用開始日時から適用日までのあいだに有効であるヘッジ関係に対して、1月1日から新ガイダンスを適用していたかのように新ガイダンスを適用することが要求されます。

2017年第3四半期に新ガイダンスを適用する12月決算の公開企業の適用日は、当基準が公表された日付である2017年8月28日となりますが、企業は当該四半期におけるそれ以後の日付を選択することもできます。第4四半期に新ガイダンスを適用することも可能です。

以下の表は、2017年第3四半期に新ガイダンスを適用する12月決算の公開企業が、異なる期間に有効であるヘッジをどのようにみなすかを説明するものです。

2017年の第3四半期にガイダンスを適用する場合

ヘッジ関係の期間	ヘッジ関係に認識および測定に関する新ガイダンスを適用するか	このヘッジは累積的な影響調整額に影響するか	2017年に、表示に関する新ガイダンスを適用するか
2016年11月1日～ 2017年4月30日	いいえ ヘッジ関係は適用日の前に消滅した	いいえ ヘッジ関係は適用開始日時点で存在していたが、適用日の前に消滅した	いいえ ヘッジ関係は適用日の前に消滅した
2017年1月2日～ 2017年4月30日	いいえ ヘッジ関係は適用日の前に消滅した	いいえ ヘッジ関係は適用開始日に存在せず、また適用日の前に消滅した	いいえ ヘッジ関係は、適用日の前に消滅した
2016年11月1日～ 2017年10月1日	はい ヘッジ関係は適用日に存在していた	はい ヘッジ関係は適用開始日および適用日に存在していた	はい ヘッジ関係は適用日に存在していた
2017年1月2日～ 2017年10月1日	はい ヘッジ関係は適用日に存在していた	いいえ ヘッジ関係は適用日に存在したが、適用開始日には存在しなかった*	はい ヘッジ関係は適用日に存在していた

* 認識および測定のガイダンスを適用しなければならないが、その影響は累積的影響額に含まれず、年初からの累積的な業績に反映される。

SEC へのファイリング

SEC へのファイリング—2017年第3四半期に適用する場合

2017年第3四半期に新ガイダンスを適用する12月決算の公開企業は、2017年1月1日現在でその変更を反映させなければなりません。2017年の第1四半期および第2四半期のForm 10-Qを修正する必要はありません。そのかわり、企業は、適用した基準を反映させるために、2018年第1四半期および第2四半期のForm 10-Qにおいて、2017年の比較情報および開示を修正します。

2017年のForm 10-Kにおいて、企業は、四半期の財務報告データの開示を更新しなければなりません。過年度の金額は新ガイダンスの適用による影響を受けないため、Form 10-Kの要約財務情報の表は影響を受けません。新しい登録届出書が、2017年Form 10-Kの公表前に提出された場合、企業は、登録届出書の中に、2017年第1四半期および第2四半期の更新済四半期財務情報を含めることを検討する必要があります²。

さらに、企業は、新ガイダンスを適用した期間の財務報告に係る内部統制に重要な変更があったかどうかについて検討する必要があります。変更があった場合は、第3四半期のForm 10-Q Item 4においてその変更を開示する必要があるでしょう。

² ガイダンスは、SEC 職員公報 (SAB) Topic 6.G, Regulation S-K Item 302(a)(2)にあります。

SEC へのファイリングー2017 年第 4 四半期に適用する場合

12 月決算の公開企業が 2017 年第 4 四半期に新ガイダンスを適用する場合、年度末の Form10-K において、年初からの変動を反映するとともに、四半期財務データの開示を更新します。企業は年初からの情報を含んだ一部の注記を更新しますが、第 1 四半期、第 2 四半期または第 3 四半期については、Form10-Q を修正する必要はありません。過年度の金額は新ガイダンスの適用に影響を受けないため、Form 10-K の要約財務情報の表は影響を受けません。

企業は、適用した基準を反映させるために、2018 年の第 1 四半期、第 2 四半期、第 3 四半期の Form10-Q において、2017 年の比較情報および開示を修正します。

また、企業は、新ガイダンスを適用した期間の財務報告に係る内部統制に重要な変更があったかどうかを検査する必要があり、変更があれば Form10-K の Item 9A に開示する必要があります。

SEC 職員会計公報(SAB)第 74 号 開示

職員会計公報(SAB)第 74 号「Disclosure of the Impact that Recently Issued Accounting Standards Will Have on the Financial Statements of the Registrant when Adopted in a Future Period(最近公表された会計基準が、将来期間に適用される場合に登録企業の財務報告に与える影響の開示)」は、企業に、新たな会計基準によって見込まれる影響について、定量的開示および定性的開示を行うことを要求しています。企業が、予想される財務諸表への影響が不明の場合または合理的に見積もることができない場合、その旨を開示しなければなりません。このような状況において、SEC 職員は、新しい会計方針の影響の定性的な説明、および、企業の現在の会計処理との比較情報が示されることを期待しています。

PwC の見解

SAB 第 74 号の開示は、監査委員会や利害関係者に伝達した情報と整合したものでなければなりません。

統制およびその他の検討事項

企業は、システム、統制、およびプロセスに対する適用の影響を評価して、早期適用を行うかどうかを決定する前に、予備的な評価を実施しなければなりません。

適用の調整、監視、評価および資源配分を担当する財務部/フロントオフィス、経理部/財務報告、内部監査、および情報技術の代表者で構成される部門間委員会は、新ガイダンスを早期適用すべきか否か、および、新ガイダンスの適用時にどの選択を行うべきかについて、経営者に助言を与えることができます。以下は検討すべき質問項目です。

1. システムは、追加的なデータおよび財務報告の要件をサポートできますか。
 - 新ガイダンスの特定の要素では、追加データの収集が必要となります。例えば、一部期間のヘッジについて、企業は、ヘッジ対象の仮定的な満期を別個に追跡する必要があります。これには、ヘッジの有効性を算定するために、ヘッジ対象について手作業で急場をしのぐための計算や「シャドウ(影)」計算が必要になる可能性があります。
 - 新ガイダンスは開示の要求事項を修正しており、一定の新たな開示を要求しています。企業は、現在の財務報告のインフラストラクチャーが、このような開示に必要な追加のデータ収集をサポートしているかについて評価しなければなりません。
 - 新ガイダンスは、損益計算書の新たな表示を規定しています。企業は、正確な金額と表示科目をマッピングするための総勘定元帳インターフェースにシステムをアップデートする必要があります。さらに、企業は、ビジネスパフォーマンスレビューをアップデートして、新ガイダンス適用の影響を反映させ、調整表作成担当チームが、異常な、または予期しない残高や計上を効果的に識別できるようにしなければなりません。

2. 財務報告および会計処理の新たな要求事項をサポートするために、どの統制をアップデートする必要がありますか。
- 企業は、システム、報告、および計算に対する変更が確実に要請、承認、実施、テスト、および導入されるようにしなければなりません。プログラム変更の統制は首尾一貫して適用され、「システム稼働」前に実施される受諾テストと IT インフラ全体とを連動させなければなりません。
 - 有効性評価に定性的アプローチを使用することを選択する企業は、堅固な評価を実施し、その結果を文書化しなければなりません。企業は、ヘッジ関係のどの重要な事実を各評価日にレビューするかを決定し、事実の変化をレビューする持続的なプロセスを導入し、その結論を文書化しなければなりません。
 - 会計方針の選択が新ガイダンスにどのように準拠しているかを要約するため、適用前に会計方針文書をアップデートしなければなりません。さらにリスク管理戦略については、決定済みの方針や手順を通して精査し、必要に応じてアップデートしなければなりません。
 - 適用の調整、監視、評価および資源配分の責任を有する財務部/フロントオフィス、経理部/財務報告、内部監査、および情報技術の担当者は、新ガイダンスに関する研修を受けなければなりません。
3. どのプロセスを修正する必要がありますか
- ヘッジが指定された四半期の末日まで、最初の有効性評価の実施を遅らせる選択をする企業は、新ガイダンスの適用前に、プロセスの文書化をアップデートしておかなければなりません。文書化はヘッジの満期、指定の中止、または終了の事象が発生する場合にはその前に行うことが要求されるため、企業は、これらの事象を特定するためのプロセスを導入しなければなりません。さらに、企業は、有効性評価が四半期の末日時点で実施される場合でも、当初評価に適用できるデータを、ヘッジの開始と同時に収集できるようにしておかなければなりません。
 - 底溜り階層 (last-of-layer) アプローチの下でヘッジを行う企業は、期限前に償還されない金額を見積もる合理的で首尾一貫した手法を備えている必要があります。この見積プロセスでは、類似する資産の過去の期限前償還の実績、およびそれらの見積りを調整する必要性を示す現時点における事実について、よく検討しなければなりません。

経営者は、ガイダンスが修正されたことに伴う企業の重要な会計方針の変更について、取締役会に情報を伝え、また IR (投資家関係) 担当者は、新ガイダンスが会社業績に与える影響について、利害関係者に情報を提供できるよう準備を整えておかなければなりません。

次のステップ

すべての企業 (現在ヘッジ会計を適用していない企業を含む) は、新ガイダンスを適用する便益を評価しなければなりません。企業は、選択可能な要素とともに、強制要素 (表示および開示に関する新たな要求事項、ならびに、システム、プロセス、統制に必要な変更など) にかかるコストについても検討する必要があります。また、企業は、早期適用が実行可能で、かつ費用対効果が期待できるかどうかとも検討すべきです。

お問い合わせ

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.